

海軍奉職歴

有坂 磐雄

大正 9. 8. 26	海軍兵学校生徒を命ず	兵学校
12. 7. 14	海軍兵学校教程卒業を證す	兵学校
12. 7. 14	海軍少尉候補生を命ず	海軍省
12. 7. 14	八雲乗組を命ず	海軍省
12. 8. 19	仁川発北支那沿を回航	
12. 9. 3	佐世保帰着	
13. 4. 12	八雲乗組を免し金剛を命ず	海軍省
13. 9. 1	大正十三年海軍大演習部隊編成中霧島乗組を命ず	海軍省
13. 10. 20	長良乗組を免じ金剛乗組を命ず	海軍省
13. 12. 1	任海軍少尉	内閣
13. 12. 1	補金剛乗組	海軍省
13. 12. 27	叙正八位	宮内省
14. 12. 1	免本職海軍砲術学校普通科学生被仰付	海軍省
15. 5. 28	海軍水雷学校普通科学生被仰付	海軍省
15. 12. 1	任海軍中尉	内閣
15. 12. 1	補長門乗組	海軍省
昭和元. 12. 28	叙 七位	宮内省
2. 4. 25	免本職第一遣外艦隊司令部付	海軍省
2. 7. 29	免本職連合艦隊司令部付	海軍省
2. 8. 2	乗艦を長門に指定す 同艦長, 命を承け服すべ務し連合艦隊	
2. 12. 1	補第七潜水隊付	海軍省
2. 12. 1	賜一級俸	海軍省
2. 12. 5	乗艦を伊号第二潜水艦に指定す	第七潜水隊
3. 7. 2	A型パラチフス菌保有者にて返日数二日を除き 二十一日間呉 病に転療	
3. 7. 5	全治出勤	
3. 11. 16	昭和三年勅令第百八十八号の旨により 大禮記念章を授興せらる	
3. 12. 10	任海軍大尉	内閣

3.12.10	補妙高艀装員	海軍省
4. 3.15	叙正七位	宮内省
4. 3.17	補妙高分隊長	海軍省
4. 7.31	第一予備艦	
4. 9. 5	昭和二，三年支那騒乱事件の勤勞により	
	金九十万円を賜興す	海軍省
4.11. 3	海軍大学校選科学生被仰付	海軍省
5. 5.24	結婚願	
5. 5.26	認可	
6. 6.15	昭和六年七月五日より同月二十一日迄	
	臨時連合艦隊司令部付被仰付	海軍省
6. 7.21	細菌性赤痢により廿一日間徳山共済組合病院に轉療	
6. 8. 7	全治出勤	
6.12. 1	賜二級俸	海軍省
8. 7.15	昭和八年特別大演習部隊編成中	
	第三潜水船隊司令部付被仰付	海軍省
8. 7.16	第十三潜水隊司令の命を承け服務すべし	第三潜戦
8. 7.18	乗艦を伊号第二十二潜水艦に指定す	第十三潜水
9. 3.26	補連合艦隊司令部付	海軍省
9. 3.26	乗艦を霧島に指定す	連合艦隊
9. 3.26	第一艦隊参謀長の命を承け服務し	
	兼ねて霧島艦長の命を承け服務すべし	連合艦隊
9. 4.25	第一艦隊参謀長承命兼霧島艦長承命服務を解く	連合艦隊
9. 4.25	第一航空戦隊司令部付きを命ず	連合艦隊
9. 4.25	乗艦を赤城に指定す	連合艦隊
9. 5. 1	叙従六位	宮内省
9. 5.15	補鳳翔通信部隊分隊長 第二予備艦	海軍省
9. 6. 1	鳳翔第一予備艦	海軍省
9.11.15	第一艦隊	
9.12. 1	賜一級俸	海軍省

10. 8. 12	叙勲六等授端宝章（883201号）	賞勲局
10. 11. 15	任海軍少佐	内閣
10. 11. 15	補海軍航空廠兵器部部員	
10. 9. 21	満州皇帝陛下より贈与したる満州帝国訪日記念章 を受領しおよび佩用するを允許せらる	賞勲局
11. 7. 10	昭和六年 九年事変従軍記念章令の旨に依り 従軍記賞を授興せらる	賞勲局
13. 10. 13	兼補海軍技術研究所所員	海軍省
13. 12. 29	電気研究所勤務を命ず	技研
14. 4. 1	勅令第四百四十七号海軍航空省中改正に依り 海軍航空省は海軍航空技術省となる	
14. 5. 19	叙勲五等授端宝章（1049724）	賞勲局
14. 6. 1	叙正六位	宮内省
14. 6. 1	中華民國へ出張を命ず	海軍局
14. 6. 5	長崎発（上海丸）	
14. 7. 6	長崎着（長崎丸）戦艦戦務	
15. 4. 29	支那事変に於ける功により勲四等端宝章及び 金七百参拾円を授け賜う	賞勲局
15. 4. 29	支那事変従軍記章授興	賞勲局
15. 11. 15	任海軍中佐 昭和十六年受第1010号特別全議	内閣
15. 11. 15	補海軍艦政本部造兵監督官	海軍省
15. 11. 15	米国へ出張を命ず	海軍省
16. 7. 1	帰朝を命ず	海軍省
16. 10. 15	補海軍航空技術省電気部員	海軍省
16. 11. 20	兼補海軍技術研究所部員横須賀海軍通信学校教官	海軍省
16. 11. 20	電気研究部勤務を命ず	空術省
16. 12. 2	航空局委員被仰付	内閣
17. 5. 27	九六式空二号無線電信機を考案完成し帝国海軍に 貢献する洵に大なり仍て海軍技術有功章令に依り 徽章金七百円を授興す大臣	

17. 8. 1	水晶発振子を考案完成し帝国海軍に貢献する所 洵に大なり仍て海軍技術有功章令に依り 徽章金七百円を授興す大臣	
17. 9. 22	工業品規格統一調査会専門委員被仰付	内閣
18. 2. 20	三日熱マラリア（公務）に依り 二十一日間海軍医学校診療部に引入寮養	
18. 3. 10	全治出勤	
18. 6. 1	兼補沼津海軍工廠航空無線部部員	海軍省
18. 6. 20	南方占領地へ出張を命ず	海軍省
18. 8. 12	陸海軍電波技術委員会委員を命ず	海軍省
18. 10. 1	兼補洲の崎海軍航空隊教官	海軍省
18. 10. 25	結婚願	
18. 11. 27	認可	
18. 11. 20	補連合艦隊司令部付き	海軍省
18. 11. 25	佐世保発	
18. 12. 16	旗艦武蔵に乗艦	連合艦隊
18. 12. 16	旗艦武蔵退艦	連合艦隊
18. 12. 18	南東方面艦隊司令長官の命を承け服務すべし	連合艦隊
19. 3. 1	南東方面艦隊司令長官の承命服務を解く	連合艦隊
19. 3. 20	航空機用隊内無線電話機を考案完成し 帝国海軍に貢献する所洵に大なり仍て 海軍技術有功章令に依り銀杯一組金三百円を授興す大臣	
19. 4. 9	第一機動艦隊司令長官の命を承け服務すべし	連合艦隊
19. 5. 17	工業規格統一調査会専門委員被免	内閣
19. 7. 1	叙従五位	宮内省
19. 9. 12	第一機動艦隊司令長官の承命服務を解く	連合艦隊
19. 9. 12	第三航空艦隊司令長官の命を承け服務すべし	連合艦隊
19. 9. 30	退任於呉	一機動
19. 10. 15	任海軍大佐	内閣
19. 12. 20	第十一航空戦隊司令官の命を承け服務すべし	連合艦隊

19. 12. 20	着任	
20. 2. 10	第十一航空戦隊司令官の承命服務を解く	連合艦隊
20. 2. 15	補第二海軍技術廠部員	海軍省
20. 2. 20	退任	連合艦隊
20. 5. 10	兼補第一海軍技術廠電気部部員	海軍省
20. 10. 1	予備役被仰付	海軍省
20. 10. 31	叙正五位（特旨）	
21. 6. 15	昭和二十一年勅令第三二二号海軍将校分限令廃止	

別表第一号

12. 7. 14	少尉候補生	八雲
12. 9. 6ヨリ 12. 9. 25マテ	震災に依る戒厳地服務	八雲
12. 11. 7	支那に向け横須賀発	八雲
12. 11. 17	馬公帰着	
12. 11. 21	豪州及び南洋諸島に向け馬公発	外国鎮成
13. 4. 5	横須賀に帰着	外国鎮成
13. 12. 1	少尉	
2. 3. 27	青島芝罘外国鎮成	長門
2. 4. 7	旅順へ帰着	長門
2. 5. 6	上海に向け呉発外国鎮成赴任	利根
2. 8.	上海発 転勤の為	利根
2. 12. 5	乗艦 在役艦	伊二潜
3. 3. 29	有明湾青島秦皇島外国鎮成	伊二潜
3. 4. 9	旅順着	伊二潜
3. 12. 14	退艦転勤の為	伊二潜
9. 11. 15ヨリ	連合艦隊	鳳翔
10. 3. 29	佐世保発馬鞍群島外国鎮成	鳳翔
10. 4. 4	寺島小道帰着	鳳翔
12. 7. 7ヨリ 13. 6. 16マテ	支那事変戦地外戦務	航空廠
13. 6. 17ヨリ 14. 3. 31マテ	支那事変戦地外戦務	航空廠

14. 6. 5ヨリ 14. 7. 6マテ 支那事変戦地外戦務

航空廠